

第30回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年12月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について
- 日程第 9 議案第 4 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 2 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 2 年度浜中町農業委員会予算の提出について
- 日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局長 第30回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
令和元年も残すところ残り数日となり、新しい年を迎えようとしておりますけれども、そんな大変お忙しい中、第30回の総会に委員全員のご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。
また、農政部会の皆さんにおかれましては、第4回農政部会が本日9時から開催され、令和2年度の事業計画と予算等について協議がされました。引き続いての総会ですが、よろしく願いいたします。
さて、本年を振り返りますと我が町では穏やかで被害もなく、全体では平穏な年であったかと思っております。委員会の活動でも委員・事務局のご協力で、大変スムーズな活動ができたのではないかと思っておりますし、これも皆さん方の委員活動のおかげだと大変うれしく思っております。また、3年に一度の道外研修においても、石川県を中心に色々と研修ができましたし、親睦も更に深まったのではないかなと思っております。
さて、今回は附議案件6件の提案をされておりますので、よろしくご審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番白川英之委員、4番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、

浜農委1-17号の願い出人は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は厚陽〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、村越委員、阿部委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委1-18号の願い出人は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、嵯峨委員、堀金委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

事 務 局 長

(補足説明)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行いますが、本案については、浜農委1-18号で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、浜農委1-17号の質疑、採決を先に終了させ、続いて浜農委1-18号の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、浜農委 1-17 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番白川英之委員。

白川英之委員

現地調査票の件について、公簿地目はいいが、現況は畑でいいのか？

事務局 長

農地台帳の現況は畑になっているが、現在の現況は畑ではないので、宅地に直していただきたい。

議 長

他に質疑ございませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委 1-17 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 1-17 号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委 1-18 号の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、浜農委 1-18 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委 1-18 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 1-18 号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされ、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとしておりますが、近年釧路総合振興局からの指導で迅速を期すため申合せ事項を対象外としております。

本案は2件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たにバンカーサイロを建設するため、父の〇〇〇氏所有地、〇筆、〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇、〇〇〇㎡を使用貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、嵯峨委員、堀金委員により、〇〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号2の申請者は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎を建設するため、父の〇〇〇氏所有地、〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇、〇〇〇㎡を使用貸借し、農業用施設用地として永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、嵯峨委員、堀金委員により、〇〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号1の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号2の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申し出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件による利用権設定の申出でございますが、

整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島 主事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。

お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

整理番号1については、3番白川英之委員、6番百々委員、10番篠原委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入2件、売渡2件、〇〇〇からの賃貸借3件、利用権設定等促進事業による賃貸借1件、合計8件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1から2は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇による買入に係るもので、

整理番号1の所有権を移転する者は、浜中基線〇〇〇番地、〇〇〇氏で対象地は浜中基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転、
整理番号2の所有権を移転する者は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏で対象地は厚陽〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号3から4は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡を受けるもので、

整理番号3の対象地は、茶内西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇氏に所有権の移転、

整理番号4の対象地は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号5から7は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、

整理番号5の対象地は、茶内西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6の対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号7の対象地は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、

〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号8は、利用権設定等促進事業による権利の設定でございますが、整理番号8の利用権を設定する者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号1～7で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号8の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号1～7の質疑を順に行いたいと思います。

それでは、これから、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号8を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1～7の質疑を順に行いますが、〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1～7の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から7を順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第10 議案第5号 令和2年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 令和2年度浜中町農業委員会事業計画(案) についてご説明申し上げます。

はじめに午前中の農政部会におきまして、事前配布の上、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

事業計画全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について、国の動きや日米貿易交渉をめぐる動き、農地台帳整備・公表の取り組み、農業委員会組織の概要などについて記載しております。

それでは事業計画の概要について順にご説明申し上げます。

1 ページ目で「はじめに」ということで、最近の農業情勢では農業委員新制度移行後の改選や農地利用の最適化、担い手不足、高齢化による農家戸数の減少、農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一本化など本町が抱える課題等について記載いたしました。

次に、2 ページのギリシャ数字Ⅰの令和2年度事業を推進するにあたっての「基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全道170農業委員会活動強化推進運動による4項目をあげております。

1 点目、農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行

2 点目、優良農地の確保・有効利用と遊休農地の解消・発生防止活動による農地利用の最適化の推進

3 点目、認定農業者・法人等の多様な担い手の確保・育成による農地利用の最適化の推進

4 点目、地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の推進として基本的な活動方針を掲げています。

次に、ギリシャ数字Ⅱの「運動の重点事項」として、7項目掲げております。

1 項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、「農地パトロールの確実な実施」、「農業後継者など担い手の確保・育成の推進」、「食育の推進」、「情報提供活動の見える化の推進」、「農業者年金の普及啓発と加入促進」、「農地中間管理機構との連携並びに事業推進」、「相続未登記農地への対応」などについて記載してございます。

なお、昨年は【高齢農家に対する農業経営の意向把握】を掲げておりましたが本年度は削除しております。

次に2項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」では、「担い手への利用集積の推進」をはじめとした農地の流動化と後継者対策、新規就農の促進、農地中間管理事業の円滑な推進について記載しております。

次に、3項目目の、「農業振興施策・提言の実践」として、「農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進」、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。

4項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、「賃借料情報の提供」、「農業委員会だよりの発行」、「ホームページの更新」、「全国農業新聞の普及拡大」などをあげています。

5項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の必要性と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に4ページ中段、6項目目の「農業者年金の加入促進」ですが、例年に引き続き、各委員さんの活動、お声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、令和2年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画しております。

次に、5ページ目、大きい項目のⅢ、「執行体制」についてですが、1項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2項目目として、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。3項目目として、農地等の利用の最適化を含めた農業振興のための不可欠な業務について、4項目目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりました、

6ページ目の下段、大きい項目のⅣ「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の説明をさせていただきます。

1点目は「農地バンクの円滑な推進」として【農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一本化】として関係機関と一体的に農地集積・集約を進めることを記載しております。

2点目は「日米貿易協定をめぐる動き」についてですが、来年1月1日に発効される見込みですが、道内の酪農畜産農家への損害額がTPPと合わせて最大518億円と報道されております。また、それと同時に関税が取り払われる安い乳製品が輸入されると乳価の下落が懸念されることを記載しております。

次に7ページの3「農地台帳の整備など」では、農業委員会業務では農地台帳は日常業務で欠かすことができないシステムでありますので、協議会との情報交換やバージョンアップに努めることを記載しております。

次に8ページの、4「農業委員会組織の役割・機能と活動」についてですが、これも昨年度同様です。改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる「農業委員会組織の使命」と「組織の条件」を記載しています。

以上、令和2年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 令和2年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 令和2年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和2年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円、歳出で前年度対比〇〇万〇,〇〇〇円減の〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円でございますが、減額の主な理由といたしましては、歳入では、農業委員会交付金、機構集積事業補助金の交付額の減によるもの、また、歳出では先進地視察旅費、公用車タイヤ購入等の経費が不要となったことによるものでございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入13款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額、15款 道支出金の農業委員会交付金は〇〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円、機構集積支援事業補助は〇万〇,〇〇〇円減の〇〇万〇,〇〇〇円、農地利用最適化交付金は〇〇万〇,〇〇〇円増の〇〇〇万〇,〇〇〇円、20款 諸収入の雑入は〇万〇,〇〇〇円増の〇〇〇万〇,〇〇〇円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、先進地視察研修に係る経費が不要になったことに伴う費用弁償の減額などにより、前年度対比〇〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円でございます。

次に、「農業委員会事務局に要する経費」でございますが、先進地視察研修に係る経費が不要になったことに伴う旅費の減額や農地台帳航空写真データ更新委託料の新規計上などを差し引きし、前年度対比〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円を計上しております。

次に、「農業者年金事務に要する経費」は、JR 運賃の改正により前年度対比〇,〇〇〇円増の〇〇万〇,〇〇〇円。

5 款 1 項 6 目、農用地集団化事業費の「農用地集団化に要する経費」についても、JR 運賃の改正に伴い、前年度対比〇,〇〇〇円増の〇万〇,〇〇〇円となっております。

以上、令和 2 年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、本日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農 政 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第 6 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 6 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、1 月 2 9 日、水曜日、午前 1 0 時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1 月 2 9 日、水曜日、午前 1 0 時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、1 月 2 9 日、水曜日、午前 1 0 時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第 3 0 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

3番 白川 英之

浜中町農業委員会

4番 谷口 正明

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	移転をす る者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	移転をす る者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に 適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕 作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてについて、効率的に利用して耕作 又は養畜の事業を行うことと認められ る。		—	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号 に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合 は、地域の他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的・安定的に農業経営を行 うと見込まれる。		—	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人であ る場合は、その法人の業務を執行する役 員のうち1人以上の者がその法人の行 う耕作又は養畜の事業に常時従事す ると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受 人と譲渡人の全ての同意が得られてい る。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超 える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の 設定・移転をする場合であって、当該土 地の共有持分(所有権)のうち所有者で ある貸人の共有持分の同意が2分の1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○	移転をす る者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受 ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○	設定をす る者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第30回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号8 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	